

豊臣政権下毛利氏領国時代の石見国絵図

— その内容と作成目的 —

川村博忠

- I. はじめに
- II. 由来および様式・内容
 - 1. 表現様式の概観
 - 2. 江戸期以前の成立を語る「吉見居城」と多くの古城
 - 3. 活況を呈する石見銀山
 - 4. 全村の村域区画と益田・吉見領の区別
- III. 西石見国衆の領分と毛利氏の惣国検地
 - 1. 毛利氏と益田・吉見両氏との関係
 - 2. 毛利氏による惣国検地
 - 3. 益田・吉見領境争いと本図作成の目的
- IV. おわりに

I. はじめに

宮城県図書館所蔵の諸国国絵図中に豊臣政権下毛利氏領国時代の石見一国の絵図である『石見国図』が現存していて注目される。中国地方8か国に領地を有した毛利氏は慶長5年(1600)関ヶ原の戦いの後防長2か国に削封され、石見国は銀山を含めて徳川氏に接收された。それに伴って毛利氏に臣従していた津和野三本松城主の吉見氏は長門国へ移され、代って慶長6年(1601)に坂崎出羽守(直盛)が津和野城主として入部している。したがって津和野の城に「吉見居城」と記して、吉見氏と益田氏の領地を区別して描くこの絵図は関ヶ原の戦い以前毛利氏領国時代の内容をもつ石見の国絵図である。これまでに

現存の知られる石見国絵図のうちで一番古いものは浜田市教育委員会所蔵の『元和年間石見国絵図』であるが、今回現存の明らかとなった宮城県図書館所蔵のこの絵図¹⁾は石見国絵図としてはさらに成立の古いものであるばかりか、全国的にも江戸幕府創設前に一国全村の村域を区画して図示した国絵図の現存は前例がないだけに、本地域の歴史地理研究にはきわめて貴重である。ここにその概要を紹介し、さらにまたこのような国絵図がどのような目的で作られたのであろうかという基本的な問題についても考えてみたい。

II. 由来および様式・内容

1. 表現様式の概観

この「石見国図」(図1)には標題の記載はなく、ここに示した題目は所蔵先の目録に用いられている資料名である。本図の描く範囲は石見国全域であって図面の寸法は縦79、横169センチメートルの横長の淡彩色絵図である。料紙は薄紙で裏張りはなく、折り皺がある程度で破損はない。

由来 涌谷亘理家旧蔵の絵図である以外にはこの絵図の由来については何も分からない。涌谷亘理家(亘理伊達家)は伊達家一門で亘理城(亘理要害、宮城県亘理町)を与えられていた仙台藩重臣であった。宮城県図書館には涌谷亘理家旧蔵の絵図が諸国の国絵図・城絵図を主に50点余が所蔵されている。

キーワード：石見国、国絵図、戦国末期、毛利氏、惣国検地

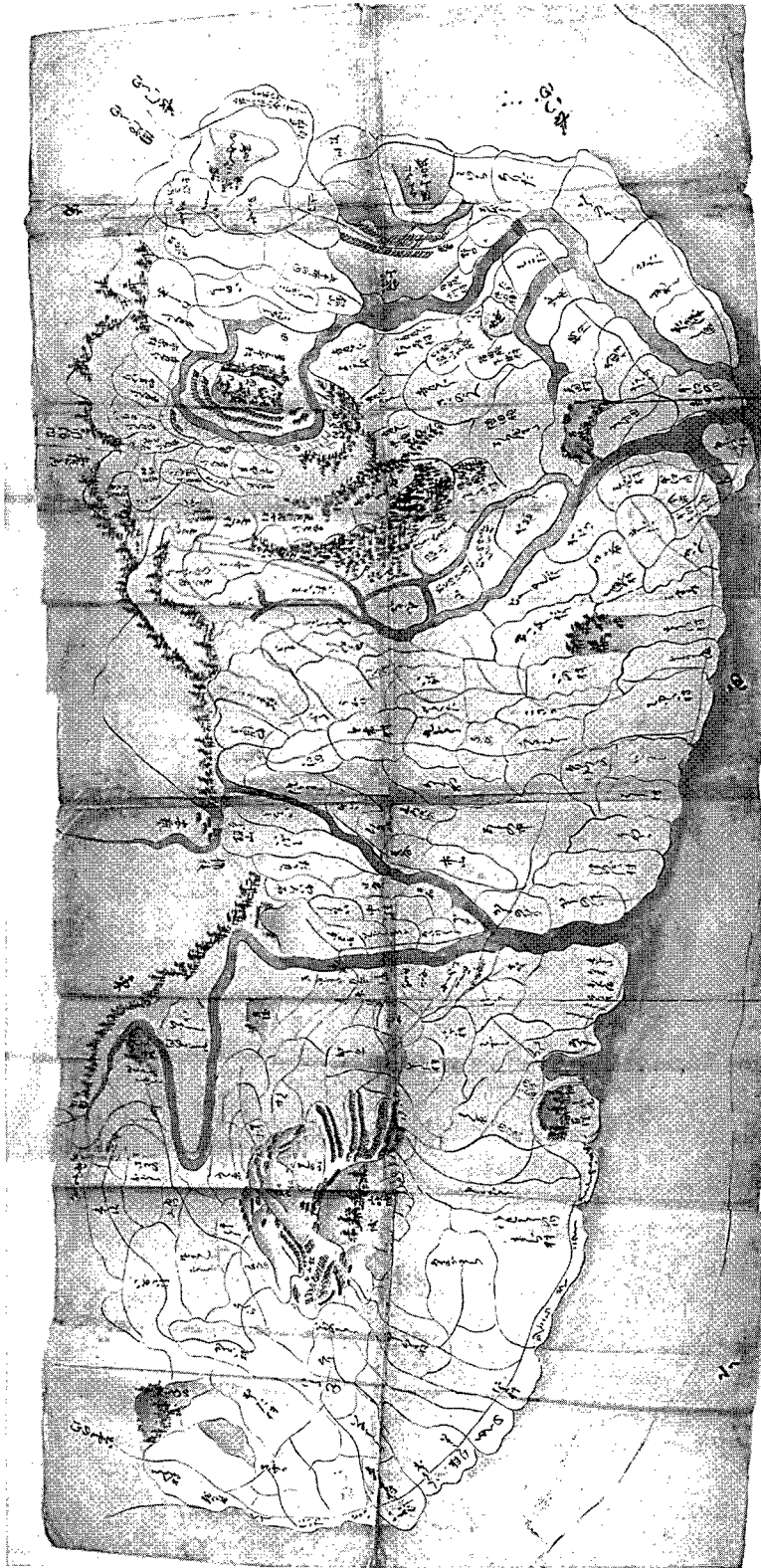


图 1 宫城県図書館蔵『石見国図』, 79×169

江戸後期に同家には家臣巨理往齊がいて、彼は林子平に師事した兵学者であったことから、とくに彼が諸国の地図・地理情報を収集していた可能性も推察される。しかし当該絵図に記される文字の字体は古さを感じさせるので、写された時期は往齊が生きていた江戸後期ではなく、より古い時代に模写されたものと思われる。

範囲・図形 描かれた石見国全体の輪郭はほぼ横長の方形を呈していて、方位を示す「東」「西」「南」「北」の4文字を図面の四隅近くに対角に配している。

石見国の形状は北東から南西に長い方形に近いことから、横長方形の紙面に描くとすれば方位の配置はこのような配置にならざるを得ない。

石見国の海岸線は実際には南西の長門境から北東の出雲境までほぼ一直線であるが、本図では「みなと」と記す温泉津付近から出雲境の「はね村」まで東へ向いて湾曲している²⁾。

図面の構図は大方は日本海側から中国山地側を望む方向で描かれているが、右端（南西）の周防・長門境と左端（北東）の出雲境は隣国から石見を望む方向で描かれている。ただし地名や古城など文字の記載方向は中国山地側では地形や森林の描写方向とは一致せず、安芸・備後側から見る方向で描いている。隣接する出雲、備後、安芸、周防、長門5か国については絵図の外辺にそれぞれの国名を記している。

地勢 隣国の安芸・備後および周防の一部との国境をなす中国山地は高い山々を連ねた山容をもって森林の繁茂する模様が描かれている。国内では美濃郡奥地の匹見峡一帯の山地を除いた山容にて描いている。単独の山地でとくに大きく描写されて目立つのは東北部の邇摩郡の「銀山」（大森銀山）と「山吹城」、南西部の吉賀（鹿足）郡の「吉見居城」と「五ヶ所銀山」である。国内にはそのほか

多くの古城が孤立丘陵の形をもって描かれている。

図中に描かれる河川は北から江の川、益田川、高津川の3河川のみであって名称の記載はない。河川はいずれも支流をふくめて川幅を広く流路の屈曲が誇張して描かれている。湖水は東北部の出雲境にただ一つ描かれている。これは安濃郡にかつて存在した羽根湖である。この湖水は海水の出口の入江が砂丘によってふさがれて形成されたラグーンであって、かつては排水が悪くて一面の泥湖であったという。江戸期に干拓が進んで湖岸に水田が広がって湖面が狭まり、昭和21年（1946）の大規模な干拓で湖面はすべて消失したといわれる³⁾。

道 石見国6郡の郡分けはなく、国内の全部の村々が村境を区切って図示されている。村々を結ぶ道は細い朱線を引いて表している。主要道である山陰道の道筋は出雲から入り「はね村」（羽根）・「さずか」（刺賀）・「しずま村」（静間）・「いそたけ村」（磯竹）・「にま村」（邇摩）・「まぢ村」（馬路）・「ゆの津」（温泉津）を経て海岸に沿い、「みすみ」（三隅）・「きべ」（木部）・「本郷之内今市」と進んで、益田川と高津川を舟渡しで渡河して「たか津はま」（高津浜）・「きやミ」（喜阿弥）・「とた」（戸田）を経て長門国境の「いゝのうら」（飯浦）へ至っている。

本来山陰道の道筋はこの飯浦から長門国へ抜けるはずであるが、本図では「いゝのうら」まで来た道筋は長門へは抜けず、なぜか湾曲して石見国の内陸に向かい「ありだ」（有田）・「ミのち」（美濃地）・「くろたに」（黒谷）を経て、現在の津和野町の「わしはら」（鷺原）の方に進んでいる。

道路は海岸に沿った山陰道のほかにも内陸の村々を通るいくつもの道筋が引かれているが一里山や里程の注記はいっさい見当らない。

2. 江戸期以前の成立を語る「吉見居城」と多くの古城

吉見居城 本図の成立が江戸期以前であって、その古さを語る歴然とした証拠は津和野に「吉見居城」(図2)と記す堅固な山城の城郭とその山麓の城下町、それを囲むように流れている津和野川(高津川の上流)の周辺に吉見氏領の村々が分布していることである。「吉見居城」は元和年間の石見国絵図に描かれるような近世城郭の景観とは異なり急峻な山岳の山頂に平屋建ての3棟の建物が建っていてその前面には木柵が張られており、嚴重な備えの佇まいを醸し出し山城の景観を呈している。

この居城を三本松城とも称していて、城の側には「号三本松」とも記している。城山の麓には武家屋敷とみられる2列の長く連なる家並が描かれている。その外れには5軒ほどやや大きな独立居宅が描かれており重臣の屋

敷かと思われる。

吉見氏の石見国への来住は鎌倉時代の文永の役のあと蒙古の再来襲に備えて、弘安5年(1282)に西石見の警護のため吉見頼行が吉賀・美濃両郡に500町給せられて地頭職に補任したのがはじまりであったという⁴⁾。永仁3年(1295)には吉賀(鹿足)郡の津和野に一本松城(のちの三本松城)を築いて吉見氏の勢力は周防・長門にまで及び大内氏に、つづいては毛利氏に臣従してその支配地を固めていたが、関ヶ原の戦のあと毛利氏の防長2か国への削封に伴って吉見広行は長門国の萩へ転封させられた。吉見氏は先祖頼行が地頭として能登から入部して以来、実に319年にわたって本拠としてきた津和野の地を離れたのである。そして20年後の元和4年(1618)に広行の自刃によって吉見氏は断絶している。

以上のごとく、吉見氏が津和野の三本松城

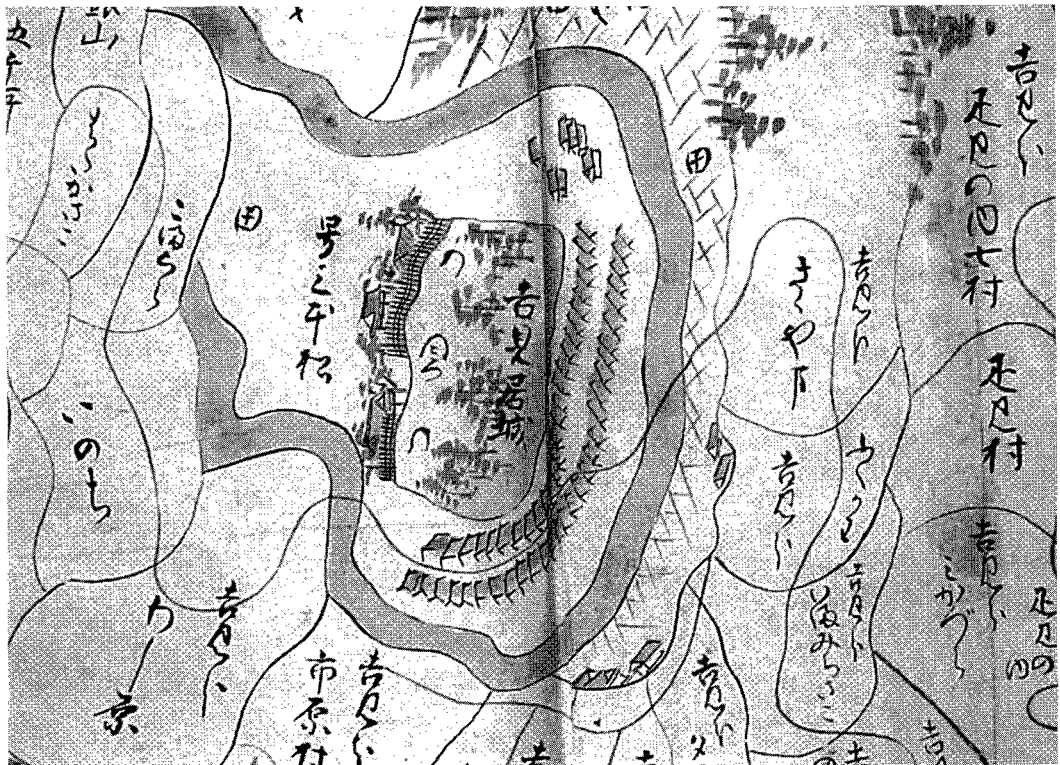


図2 津和野「吉見居城」部分

を居城としたのは慶長5年(1600)までであって、翌6年には坂崎直盛が3万石にて津和野へ入部する。坂崎氏も間もなく断絶し、代って津和野には元和3年(1617)に亀井氏が封じられた。本図では津和野の城を「吉見居城」と記しているの、この図は吉見氏を城主とした慶長5年以前の状況を表しているものと考えられる。元和5年(1619)には大坂の陣の戦功により浜田に古田重治が入封して、浜田川河口右岸の亀山に城地を定めて築城と城下の町割を行なうが、本図ではその場所は「はまた村」であってまだ寒村のままである。

古城 本図の図中には急峻な山の頂上を削平して柵などを設けた古城が9か所ほど描かれている。安濃郡には出雲境に「はねの古城」(羽根古城)、邇摩郡の温泉津に「うの丸古城」(鵜丸、図3)、邑智郡に「伊ずわ古城」(出羽)と江の川を挟んで2箇所の「古城」(丸山城と温湯城か)、美濃郡には「ます田」(益田)の「古城」、銀山下領の「古城」および「くろだに」(黒谷)の「横山古城」、吉賀(鹿足)郡には「こびしゃくの古城」が描かれている。温泉津は大森銀山の外港であり、戦国期に毛利氏はここに水軍の拠点を置いて鵜丸城を築き、その築城に際して

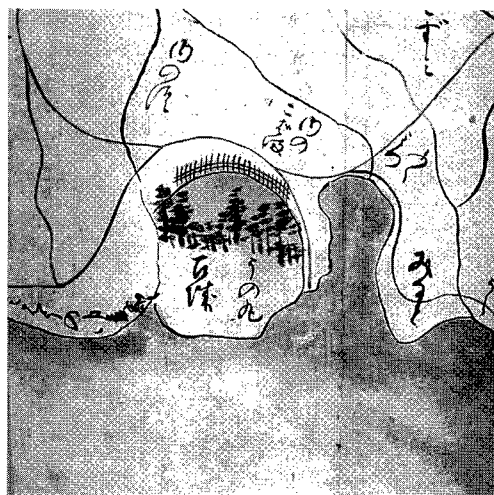


図3 邇摩郡「うの丸古城」部分

は温泉三方・大国三方をはじめ静岡・波積・宅野・仁方・磯武・馬路など近辺の村々へ課役が割り当てられたという⁵⁾。

これらの古城は江戸期成立の元和、寛永、正保の石見国絵図にはいずれも図示されていない。本図にては以上のように多くの「古城」の描写があり、いずれも孤立丘陵の山頂を削平化して砦にしていた様子うかがえ、防御の木柵列が描かれていていまだ戦国期の名残を感じさせる。

3. 活況を呈する石見銀山

大森銀山 本図の図中には銀山が4か所描かれている。もちろん邇摩郡のいわゆる大森銀山(図4)の規模がきわだって大きい。「銀山」「せん(山)」と記された山地斜面には多くの△印が描かれて「まぶくち」(間歩口)とあって坑道の入口を示している。銀山谷を中央にして5つの峯を持つ銀山と対峙して急峻な山の山頂には木柵に囲まれ3層の天主をもつ城郭が描かれ「城」「山吹城」と記されている。

山吹城は銀山守備の要害として室町時代に大内義興によって築かれ、大内氏と出雲の尼子氏、さらには尼子氏と安芸の毛利氏との間で激しい銀山の争奪戦がくり返されたが、永禄5年(1562)には毛利元就が銀山を攻略して占有するに至っている。山吹城の景観がこのように本格的に描写されたのはきわめて珍しい。山吹城と銀山の麓や谷間には多くの家並の列が描かれていて、いわゆる「仙山銀山七谷」の繁栄する鉱山集落の景観が描き出されていて、集落の規模は江戸初期の元和国絵図に描かれたものよりも繁華な景観を呈している。

元和、寛永、正保年間の石見国絵図では山内の全体を木柵にて囲いをめぐらした様子が描かれているが、本図ではそのような囲いはみられない。ただ道筋が山内へ通ずる入口付近に柵列が設けられているのみである。ま

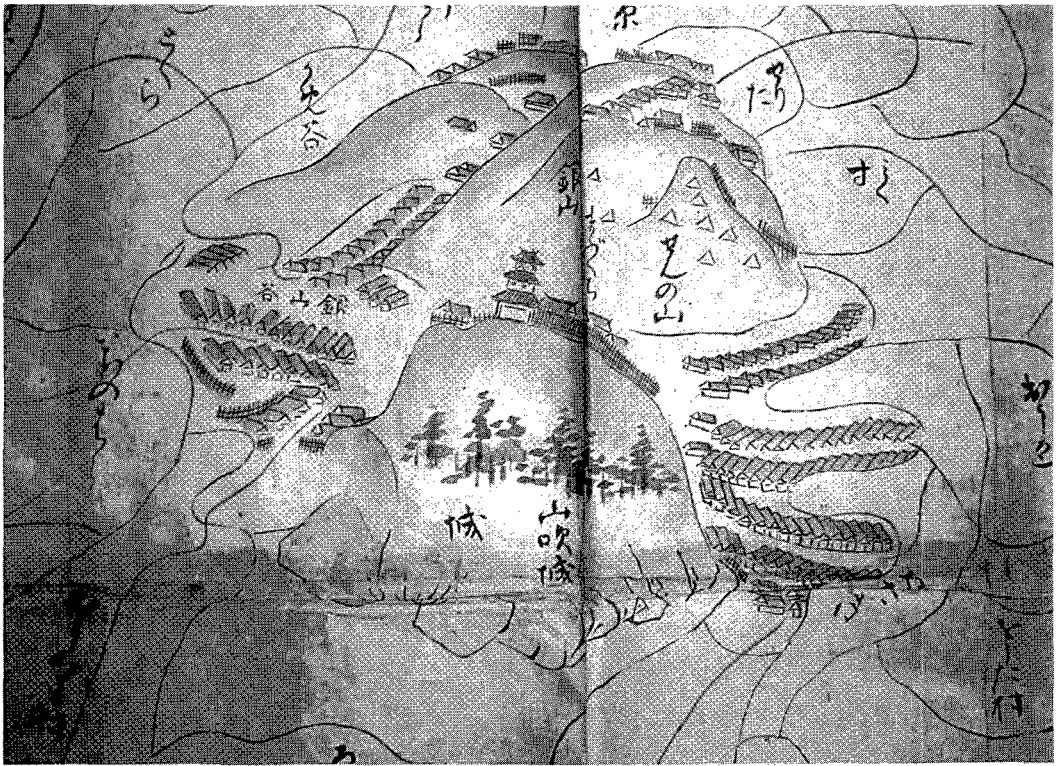


図4 大森銀山・「山吹城」部分

た、江戸期の国絵図には邇摩・安濃郡をはじめ東石見の道筋には銀山への出入りを監視する口屋（番所）が多く描かれているが、本図には口屋は全く描かれていない。番所口屋の配置は江戸期に入ってからであろう。

五ヶ所銀山 西石見の吉賀（鹿足）郡には「五ヶ所銀山」（図5）が東石見の大森銀山に次いで大きな規模で描かれているのが注目される。五ヶ所銀山とは江戸期には鹿足郡内の中木屋、石ヶ谷、日原、畑が迫、十王堂5か所の銀山の総称であって、石見銀山領として大森代官所の支配地であった。本図にて描かれる「五ヶ所銀山」の位置は江戸期の国絵図に図示される中木屋・石ヶ谷の両銀山を合わせた付近に相当している。

「五ヶ所銀山」の背後の「くろだに」（黒谷）には「横山古城」が描かれていて、この山城は銀山の守りを果たしていたものと考え

られる。五ヶ所銀山と横山古城との間の谷間には銀山衆で繁栄する町場の家並が描かれていて、この鉱山集落の景観は近くの津和野に描かれる「吉見居城」の城下町の家並にも劣らないほどの規模である。

江戸期の国絵図になると「中木屋」と「石ヶ谷」に分けて描かれるこの銀山は、その規模も小さくて集落の家並などは描かれない。ところが当該絵図をみると、毛利領国時代においてはこの「五ヶ所銀山」は大森銀山とともに生産量の大きい銀山であったことを印象づける。

この銀山の周辺には「五ヶ所銀山の内」と併記する4つの別の銀山が描かれている。「五ヶ所の内下領」「銀山、五ヶ所の内はたかさこ」「五ヶ所之内銀山十王堂」「五ヶ所の内小野の銀山」である。下領の銀山は日原銀山のことである。畑が迫と十王堂は江戸期にも



図5 「五ヶ所銀山」部分

同じ名称で呼ばれていた銀山である。もうひとつの「小野の銀山」は江戸期の絵図には表れない。この銀山については「小野の銀山今はすたる」との注記があることから、この絵図の原本が描かれたころにはすでに銀山としての機能を失って廃坑になっていたものと判断される。

その他の銀山 美濃郡の益田川中流域にあたる位置には「津もの銀山」が図示されている。この銀山には「五ヶ所之外」と記されており、上記の吉賀（鹿足）郡の五ヶ所銀山とは区別されている。さらに邑智郡の南端で安芸国との境には「くき銀山」が描かれている。本絵図によると江の川の支流がこの銀山の前面を流れており、この川に安芸へ渡る橋が架けられていて、安芸側の橋のたもとには銀山を見張るような建物4棟が描かれている。

元和および寛永の石見国絵図においては大森銀山をはじめ石見国内の他の銀山もすべて

木柵で囲まれた景観にて描かれているが、本絵図においてはいずれの銀山にも木柵による囲みの柵列は見られない。

4. 全村の村域区画と益田・吉見領の区別

石見国は9世紀以来、安濃・邇摩・那賀・邑智・美濃・鹿足の6郡であって⁶⁾、中世の頃に鹿足郡は一般には吉賀郡と呼称されていた。ところで当該絵図では江戸幕府の国絵図にては不可欠である郡区分は示されていないものの、一国全部の村々がそれぞれの村境を細い墨線で区切って村域がはっきり描き出されているのが内容上の目立った特徴である。

図示されているすべての村を一応の目安で郡別に分けてみると表1のごとくである。

村名は一部には「今市村」「長谷」「日貫」「市山」など漢字による表記もあるが多くは平仮名で記されている。記される村数を数えると全部で194である。これを概略郡分けして、江戸初期の元和年間の石見国絵図に記される村数と比較すれば表2で見ると、当該国絵図の村数はおよそ半分である。江戸期に入って村切の進展にて村数の増加する近世郷村制成立以前の村々の状況をもって図示されているものと考えられる。

邇摩郡の海辺には例えば「まぢ村」（馬路）に「かんこち」「とも」「こりう」、「ふくみつ」（福光）村に「みなと」があるように銀山との関係で物資の輸入、銀鉱の積出しのために多くの舟着きの港が開かれていたことを思わせる。そして西石見の美濃郡と吉賀（鹿足）郡の一部の村々に「増田領」「吉見分」との記入があり、益（増）田氏と吉見氏との領分を区別しているのが内容上とくに注目される（図6）。

益田氏は平安時代末期に石見国司として下向して土着した藤原国兼を祖とするといわれ、源平の争乱のとき源氏に加担して地位を確保し、やがて西石見の益田荘に移り益田氏を称するようになった国人領主である。益田

表1 『石見国図』に記載の村一覧

郡	石見国図	元和国絵図	備考	
安濃郡	今うら	べつふ	やつき	疋見の内みかづら ●
はね村	おうえ	さわのおぼら	いもはら	疋見の内大原 ●
屋なせ	ミくす	酒谷	美濃郡	疋見の内ひろみかうち
ふく原	せりた	那賀郡	くろだに	こうず
とうはら	ふく原	くろ松	みのち	いたいかわ
くて	とうはら	おばま	ありた	うすかわ
さすか	とくら	あさり	いゝのうら	吉賀(能足)郡
にいた	かめ谷	をあた	とた	さゝ山 ●
とりい	おしんぼら	かわのぼり	きやミ	ふくかわ ●
しつまつ	邑智郡	かうの津	たか津はま	いまみちさこ ●
いおつ	かわ本	津のづ村	ます田	吉かの郷 ●
いなもち	いはら	うやか	本郷の内吉田原	上領之内夕蔵 ●
おうた村	やいろ石	はし村	本郷の内今市	とりい ●
いたね	たか見	いかミ	本郷の内すこはら	やまいり ●
かわい村	いずわ	はまた村	なかず村	市原村 ●
いけた村	いちき	おものはま	きべ	わし原 ●
遼摩郡	日貫	すうの村	たゝ村	きべの郷 ●
おううら	中ノ村	ミすみ	大田村	しもやま ●
いそたけ村	日和	いの村	梅月	十王堂(五ヶ所之内)
たくの	いんぼら	こさか	横田	おくかの
にま村	しかが	くるはら	天田村	小野(五ヶ所之内)
かんごち	あたりはら	ありふくのゆ	たき	○長野村
とも	かわと	あとの市	あふ屋かた	○いのち(いちのか)
こりう	長谷	なかや	つもの村	○こまくら
いちのはら	市山	しるつの	大谷	はたかさこ(五ヶ所之内)
くり	ゆきた	くる?	きたせうだう	三ぶ
おうくに村	まの原	本郷	ひがしせんだう	あおはら
あまがわち	たんど	つかわ	大草	野口
まち村	みまた	和田	なか谷	中原
ゆミばら	ゆの谷	さの	はまべ村	小川村 ○
ゆミばらの内?	みはら	丸ばら	とうだ	下瀬村 ○
はん原	かわど	とくた	三宅村	下領(五ヶ所之内)
ゆの津	さか本	いね	つもの銀山(五ヶ所之外)	川部村
ゆのこばま	おうぬき	今市村	丸も	たゝみ村 ●
はずミ	ミしま	うくり	うら谷	さかのうえ ●
いた村	十かう	おくに	おくの郷	●よこお
をうた村	かみさわのうち	なかやす	おくの郷の内くぐも村	●ひはら
やたき	うしおのゆ	みやうがたばら	おくの郷の内山	●中領
ふくみつ	かみさわの	くざ	疋見村	
みなと	はまはら	はさ	疋見の内えた村	
よしうら	かわのぼり	ねずミはら	疋見の内七村	●

備考) ○は「増田領」、●は「吉見分」の記入あり。

氏は美濃・那賀郡内で所領を庶子家に分与して戦国末期まで益田惣領家として惣領制的支配を展開していた。これに対して吉見氏は、

表2 村数の比較

郡	石見国図	元和国絵図
安濃	15	29
遼摩	33	47
邑智	32	89
那賀	39	92
美濃	44	85
吉賀	31	65
計	194	407

先述のごとく鎌倉時代の弘安5年(1282)に頼行が元寇のとき異賊防御のために能登から石見国吉賀郡の津和野に移ってきて、地頭として次第に領主的展開を進めてゆき、武士団編成を整えて西石見の一城主としての実力を備えるにいたっていた⁷⁾。

西石見における益田氏と吉見氏の所領は互いに隣接していたことから両者の領地境をめぐる争いはしばしば繰り返されていた。古くから土着の益田氏と新興勢力の吉見氏が中世期に犬牙相制したのは自然の勢いであった。



図6 増(益)田・吉見領分記載のある美濃・吉賀郡の部分

III. 西石見国衆の領分と毛利氏の惣国検地

1. 毛利氏と益田・吉見両氏との関係

16世紀後半の戦国末期に西石見では在地有力国衆である益田氏と吉見氏が領地を分けあっていた。益田氏は益田の七尾城、吉見は津和野の三本松城が持城であったが、本図では三本松城には「吉見居城」(図2)とあるのに益田七尾城は「古城」(図7)として図示されている。この違いをどのように解釈するかが問題となろう。この違いを考えるには戦国時代末期における益田・吉見両氏の毛利氏との関係を探ってみる必要がある。

戦国時代に石見には強力な統一政権が成長せず、出雲の尼子氏、周防の大内氏、安芸の毛利氏といずれも隣国の勢力の侵攻をうけて争奪の舞台となった。石見の国人領主らは自己保全のためにいずれかの近隣勢力に服属して互いに敵味方に分かれて争った。天文20年(1551)に中国地方最大の大名であった大内義隆が家臣の陶隆房(のち晴賢)の謀反で自刃したのを契機に台頭したのは安芸の毛利氏であった。

三本松城主の吉見正頼は室が大内義隆の姉



図7 「古城」と描かれる益田七尾城

という姻戚関係から復讐に立ち上がり陶氏へ反抗して毛利元就と盟約を結んだが、陶氏と近親関係をもつ益田氏は陶氏に一味した。弘治元年(1555)に毛利元就が厳島の合戦で陶晴賢を討ち、同3年には大内氏後継の大内義長を倒して防長両国を支配下におくと石見へも進出し、毛利氏は出雲国を本拠とする尼子氏と対峙するようになった。

益田藤兼は津和野の吉見正頼と戦っていたが、陶晴賢が厳島にて亡ぶと毛利元就への脅威を感じた。そのため居城である七尾城の堀を深めたり矢倉を新設するなど防御工事を急いだものの、この城は狭くて大規模な戦いには不利なうえ、吉見領に近接して守りに不安を感じたことから、弘治3年(1557)に七尾城には家臣をおいて、自らは益田から東に5里ほど離れている三隅高城を占拠し⁸⁾、この城に立てこもって毛利軍との一戦を覚悟していた。

益田七尾城の開城 しかし毛利軍の吉川元春が三隅に迫って、益田領を保証するという条件にて藤兼と和睦を勧めたことから、藤兼は毛利方のこの寛大な計らいに折伏して、同年5月に七尾城を開城したのである。毛利氏は従来から益田氏と吉見氏とが宿怨の間柄であることから益田氏を手懐けることで吉見氏を牽制しようとしたものようである⁹⁾。

益田家譜によると「藤兼事、石州益田七尾之城二数代住居仕候処二、元就公為御意弘治年中、吉川元春より口羽通良・赤羽元房を以随属仕候様二と重疊被仰下奉得其意候、引続益田之領知無御相違被下置、(以下略)」¹⁰⁾とある。旧来の所領を安堵された益田氏は、その後においては出雲の尼子攻めなど毛利氏の山陰地域平定に率先して参戦し、毛利氏への忠誠を行動で示した。

益田氏は七尾城を持城としていたものの恒常的に城に居住するのではなく、平時には城下の三宅御土居を居館としており、七尾城は合戦のときの詰城として機能していたようで

ある。だが戦国末期の16世紀中頃から後半にかけての戦闘激化の時期には七尾城に住居を移していた。そして山陰地域での戦乱もほぼ終結したことで天正10年（1582）に益田藤兼は七尾城を下って、再び城下の三宅御土居に移っている¹¹⁾。

天正11年（1583）には継嗣の益田元祥によってこの居館の大改築が行なわれている。隠居後の藤兼の様子を記した史料¹²⁾によれば「御城山滝尾之南、大手之曲輪二ヶ年及御隠居候而、其間二正路之御普請成就仕、彼地被成御引越、十年及御座候て、天正十七年二三隅之大寺へ御引越、八年被成御座、慶長元年極月朔日二御六十八歳にて被成御逝去候事」とある。藤兼は三宅御土居で10年間生活して、その後は三隅の大寺（龍雲寺）で余生を送っていた。

益田七尾城は毛利氏に降伏してすでに開城しており、毛利氏によって石見国の惣国検地が実施された天正18年（1590）頃益田氏の政治の拠点は三宅御土居であった。そのため後述するように惣国検地に関連して毛利氏内にて作成されたと推定される本絵図において、七尾城は「古城」と表示されたのであろう。

2. 毛利氏による惣国検地

毛利元就は永禄5年（1562）大森銀山を尼子氏から奪還し、同9年（1566）には尼子氏の拠る出雲の富田城を陥落させた。尼子氏攻略の途上で元就は嫡子の隆元を病で失ったが、孫の輝元を立てて出雲・隠岐・石見の山陰地域まで勢力を広め、中国地方の大部分を支配するにいたった。そして毛利氏は制圧した支配地域の在り領主をいかに確実に服属させて、自己の権力下に組み込むかが最終的な課題であったと考えられる。

惣国検地 毛利輝元は天正15年（1587）に秀吉に従って九州へ出陣し、西国の国割が確定して戦時体制から解放されると自国の内治に力を入れ、天正12年（1584）から始まった

秀吉の太閤検地にならぬ、それまでの貫高に代って石高による全領国内の統一的な知行高の把握をめざして惣国検地を実施した。惣国検地とは各分国単位にすべての給領主の所領を一斉に調査するもので、毛利氏のばあいは天正16年（1588）5月より同19年3月にかけて行なわれた。この検地の結果に基づいて毛利氏は平定した領地を確実に掌握して、服従した在り領主や家臣の大幅な知行替を行なっている。

この毛利氏の惣国検地についてはいくつもの研究報告例¹³⁾があつて、それらの研究によると検地は長門から国ごとに順を追って進められ、石見では最終段階の天正18年（1590）に国司元信を検地奉行にして実施されたようである。そしてこの惣国検地の結果に基づいて、天正19年（1591）3月に毛利元就は秀吉より朱印状・知行目録を与えられて中国地方8か国¹⁴⁾112万石の支配を保証されている。

毛利氏による惣国検地後の知行替によって、石見の有力国衆である益田・吉見両氏のばあいは、周防・長門など国外の給領地はすべて没収されたものの、益田氏は石見の美濃・那賀郡、吉見氏は吉賀（鹿足）郡において、いずれも石見国内における旧来の本領地は宛行なわれた¹⁵⁾。毛利氏による天正19年（1591）のこの給地宛行によって、それまで領境争いの絶えなかつた益田氏と吉見氏の領分境はようやく確定することになる。

3. 益田・吉見領境争いと本図作成の目的

益田・吉見領境争い 益田・吉見両氏の領分は先に益田氏が大内義長から与えられていた西石見と北長門にまたがる広大な領地が義長が滅びたあと没収されて、その一部が吉見氏に帰したことで両家の領地境は一時不明確になっていたようである¹⁶⁾。

例えば後にも記すが永禄13年（1570）に益田藤兼が息子の元祥に与えた領地譲状である

「元祥江譲渡所領一書」¹⁷⁾によると「黒谷三ヶ郷」については「上黒谷吉見方押領分有之」と記すように、上黒谷は本来益田領でありながら吉見氏によって実効支配されていたことが知れる。

ところで当該絵図の領分記載にて注目されるのは美濃郡奥地の疋見と奥郷が「吉見分」と記されていることである。美濃郡の奥地は鎌倉時代に益田兼高が源平闘争の戦功により源頼朝から安堵されたもので、元来益田氏の領地であった。ところが疋見郷はその東北部は那賀郡の三隅氏領に近接し、南西部は津和野三本松城主吉見氏の領する吉賀（鹿足）郡に近接していたことから益田・三隅・吉見3氏の勢力の角逐が展開される場所であった。

毛利氏が中国地方8か国を領有するにいたった時代の天正14年（1586）に、益田元祥は実際に知行している所領（当知行分）を毛利側の吉川元長へ次のごとく報告していた¹⁸⁾。

（益田）当知行分書立

石州 古給分

益田本郷	五百貫	
同 奥郷	五百貫	
同 東仙道郷	三百貫	
同 北仙道郷	二百卷	
同 浜辺郷	三百貫	
同 納田郷	四百貫	抜目有之
同 岡見郷	七十貫	同
木束郷	三百貫	同
津毛郷	七十貫	
丸毛郷	七十貫	
疋見郷	七十貫	
下黒谷郷	七十貫	
同 美濃地村	七十貫	

右二千九百廿貫、此内三ヶ所之抜目百余貫也、右人数百九十七人

石州検地分

庄内	七百貫
----	-----

飯田郷	三百貫
河辺	七十貫
白上郷	三百貫

右人数六十八人

（周防・長門・出雲の検地分は省略）

惣都合五千百卅五貫、此内抜目百卷余也。

右人数之都合

（天正十四年）正月七日

益田右衛門佐

元祥（花押）

（吉川）元長參

この領分付立は豊臣秀吉の九州討征に際して、毛利氏が軍事動員に対応するために行なった知行高調査に益田氏が答えたものと見られている¹⁹⁾。「古給分」（古帳ともいわれ、従来よりの知行高）と「検地分」（毛利氏による何らかの検地をふまえたもの）に分けて「当知行分」（実際に知行している所領）とそれぞれの貫高を書上げて、それに相当する兵役人数を吉川元長へ報告している。

この益田元祥の付立によると、疋見郷と奥郷はともに益田氏領と書き出されている。ところが当該「石見国図」において両郷はともに「吉見分」と記載されているのである。

またこの付立より前の永禄13年の益田藤兼譲状「元祥江譲渡所領一書」²⁰⁾においても、疋見郷と奥郷はともに益田領として継承されていた。

ところが天正18年（1590）に毛利氏によって実施された石見国の惣国検地の結果を示す次の美濃郡内益田元祥領の検地目録²¹⁾によると、美濃郡のうち先の付立にて益田領として書き出されていた疋見郷、下黒谷郷および同美濃地村が除かれている。検地に際して益田領と吉見領の領分境の変動が想定されるが、とりわけ検地にて奥郷は益田領に含めているものの疋見郷が含まれていないのが注目される。

石州美濃郡之内御検地辻目録事

合 益田元祥御領

- 一、田数百三拾貳町五十歩 白上郷
分米七百廿九石三斗三升
 - 一、田数百五拾八町六段三百卅歩 飯田郷
分米九百一石五斗九升
 - 一、田数貳百卅一町五段三百五十歩
分米千三百九十六石七斗一升
- 庄内分
- 一、田数貳百六十町九段卅歩 益田本郷
分米千七百四石六斗三升
 - 一、田数貳百四十二町八段六十歩 奥郷分
分米千貳百八拾四石九升
 - 一、田数百四拾一町九段三百歩 東仙道
分米八百拾八石八斗
 - 一、田数百五十六町三百五歩 北仙道
分米九百四拾貳石四斗一升
 - 一、田数三拾六町八段小 河縁郷
分米百八十四石七斗九升
 - 一、田数百拾一町五十歩 浜辺郷
分米六百貳石一斗八升
 - 一、田数百廿二町貳段小四十歩 津毛郷
分米七百六拾七石二斗九升
 - 一、田数八拾五町貳段三百廿歩 丸毛郷
分米五百廿一石五斗四升

已上 田数千六百七拾九町四段大卅五
分米九千八百五拾三石三斗六升

右之以石辻、御段錢可有御取納候寛矣、

天正十八

十一月十六日

国司雅楽允（花押）

益田伊豆守殿

不休軒（殿）

以雲軒（殿）

この目録は惣国検地を担当した毛利氏の検地役人が美濃郡の益田元祥領の検地結果を益田氏方に示したもので、検地の実施された天正18年の時点では疋見郷は益田氏の領地（実

効支配地）ではなくなっていたのであろう。他方、吉見氏領の検地目録は残されていないので疋見郷が吉見氏領として検地されたかどうかは確認はできないものの、当該絵図にて「吉見分」となっていることから戦国動乱期に吉見氏の勢力が美濃郡の奥地にまで浸透していたことを窺がわせる。

ところで石見国での検地が実施された翌年の天正19年（1591）に毛利輝元が益田元祥へ与えた領地の安堵・宛行状である「那賀郡・美濃郡益田氏領打渡状」²²⁾には、次に見るごとく奥郷はもちろん疋見郷も含めて益田領分として宛行れているのである。

（益田領）於石州那賀郡・美濃郡

合

- 千九拾壹石六斗三升七合 木東郷
- 千貳百貳石四斗七升三合 三隅郷納田
- 五百四拾八石三斗一升六合 丸毛郷
- 八百貳拾九石壹升五合 津毛郷
- 六百四拾石八升三合 浜辺郷
- 千五石九斗五升九合 北仙道
- 八百七拾四石六斗七升二合 東仙道
- 千三百八拾石五斗四升八合 奥郷分
- 千八百三拾石一斗八升六合 益田本郷
- 千八百六拾九石八斗四升三合 庄内分
- 五百六拾七石五斗四升四合 疋見郷
- 五百三拾石五斗二升四合 白石之内

角井村

飯田郷之内

以上壹万貳千三百七拾石八斗

五百壹石五斗六升五合

内四百廿石八斗一升、御局方分

内

五千百三拾石

指出之前

七千貳百四拾石八斗

加増分

天正壹九年

九月廿五日

治部大輔

元清（花押）

式部少輔

広俊（花押）
（以下6名略）

他方、惣国検地の結果に基づく吉見氏への所領宛行いの内容確認はできないものの、毛利氏による家臣への知行地配分の概略を語る資料として知られる毛利家文庫蔵『八箇国御配置絵図』ならびに『八箇国御時代分限帳』によると、津和野の吉見次郎兵衛が認められた所領は吉賀（鹿足）郡一円に限られている²³⁾。

以上のような戦国末期における益田氏の所領変動の経過を通して判断されることは、石見国内が毛利氏によってほぼ平定されたあとの天正年間にいたっても、山深い美濃郡の奥地には毛利氏と益田氏に服従しない大谷氏など土着の小領主が残っていた。天正年間に毛利氏と益田氏によってこれら勢力が征討されたことにより、西石見は完全に毛利氏の支配下に統一されて益田氏の支配に帰すことになったのである²⁴⁾。そして最終的には毛利氏の知行地宛行いによって足見郷は奥郷とともに益田氏の所領として確定している。

本図作成の目的 ところで当該絵図の作成時期が徳川政権の成立以前であり、尼子氏が倒して石見一国全体を毛利氏が支配するようになったとき、つまり天正・文禄・慶長初期といった時期であることは間違いない。石見一国全村の境界を線引きして村々の範囲を図示しているが、とりわけ注目されるのは西石見の有力国衆である益（増）田氏と吉見氏との領地が区別して示されている点である。ただし領分区別を示すのは両領の境界付近の村々についてのみであることからして、この絵図は益田氏と吉見氏の領境をはっきり見分けようとする意図が読み取れる。

このような内容から考えると本絵図は、毛利氏の検地奉行らが天正18年（1590）に石見国での検地を実施するにあたって、作業のための予備資料として作成したものの写ではな

いかと推定されるのである。

毛利氏の行なったこの惣国検地は給地単位でなく村落を一単位として行なわれた²⁴⁾ ようであることからして、村ごとの検地を遂行するには先ず各村々の位置関係の掌握が必要であったと考えられる。とりわけ益田氏と吉見氏の領地は領分境が不明確であったため、それを見分けるためにとくに益田・吉見両領の領地境の村々に限ってだけ領分の注記を施したものと推定される。

IV. おわりに

ここで取りあげた『石見国図』は戦国時代末期の天正18年（1590）頃に作成された国絵図の写であって、徳川幕府の慶長国絵図よりも成立の古い石見一国の絵図である。この絵図は毛利氏の石見国での惣国検地に際して、国内全村の位置関係を掌握する必要から作成されたベースマップ的な絵図と考えられる。

長らく続いた戦国動乱の時期が過ぎて中国地域が毛利氏の支配下でようやく安定をみた頃、つまり16世紀末の状況が描かれている。国内の随所に残る多くの「古城」がいまなお防御の木柵を施した状態で描かれていて、戦乱の余燼を感じさせる。

ところでこの国絵図は江戸期以前の絵図でありながら、一国全部の村々が村境を画して描かれているのがとりわけ注目される。毛利氏が益田氏へ与えた検地状や領地打渡状では基本的には「郷」を単位として記載されているが、この絵図は毛利氏の検地が「村」を単位として進められたことを裏づけている。そしてこの国絵図をみれば、天正期の毛利氏領国においてはすでに村切による近世郷村制的「村」による地域の分割支配（領域設定）が進行していた状況を思わせる。

（東亜大学）

〔付記〕

本稿の作成に当たっては資料所蔵先の宮城県

図書館郷土資料室に大変お世話になった。また益田市の松崎健氏より有益なご教示を得た。関係者に記して謝意を表します。

〔注〕

- 1) 宮城県図書館所蔵『絵図・地図解説目録』の資料番号M291-イ6。
- 2) このような石見国の海岸線の特徴的な図形描写は現存する元和・寛永・正保国絵にでも踏襲されている。
- 3) 『角川日本地名大辞典』32(島根県), 角川書店, 1979, 531頁。
- 4) 『津和野町史』第一巻, 1970, 96~114頁。
- 5) 前掲3), 664頁。
- 6) 古くは5郡であったが貞和10年(843)に美濃郡を分割して鹿足郡が新設されて6郡となった。『島根県の地名』(日本歴史地名学会), 平凡社, 509頁。
- 7) 前掲4), 96~138頁。
- 8) 吉川元春が益田氏へ和睦をすすめるに際して, 毛利元就は吉見氏への気兼ねがあつて苦慮し, あくまで吉見氏へ勝利感をもたせることが肝要であると元春へ注意をうながしていた。『益田市誌』上巻, 1975, 632~634頁参照。
- 9) 『三隅町史』, 1971, 259頁。
- 10) 『萩藩閥閥録』, 益田家文書。
- 11) 永原慶二『室町戦国期の益田氏』『七尾城跡・三宅御土居跡』(益田氏関連遺跡群発掘調査報告書), 1998, 84~89頁。
- 12) 史料集『益田藤兼・元祥とその時代』, 益田家文書85ノ14, 211頁。
- 13) ①宮川満『太閤検地論』第I部, お茶の水書房, 1954, 273頁。②加藤益幹「毛利氏天正末惣国検地について」, 『毛利氏の研究』(戦国大名論集14), 吉川弘文館, 1984, 325~367頁。③加藤益幹「戦国大名毛利氏の奉行人制について」, 前掲書②, 182~185頁。④利岡俊昭「天正末期毛利氏の領国支配の進展と家臣団の構成—『八箇国御時代分限帳』の分析を中心に—」, 前掲書②, 266~324頁。
- 14) 安芸・備後・周防・長門・石見・出雲・隠岐の7か国および備中半国・伯耆3郡の範囲。
- 15) 石見一国の総石高は7万4,475石余。そのうち約32パーセントの2万4,000石余が蔵入地で, 約66パーセントの4万9,000石ほどがおよそ300人の家臣らに配分された。銀山地域である江の川以東の邇摩・安濃両郡のほぼ全部は蔵入地であつて, 東石見には給領地は僅少であつた。また給領地分でもその約4分の1にあたる1万2,000石ほどは毛利氏一門の毛利元政・元氏両人の持分であつた。西石見では吉見氏が吉賀(鹿足)郡7,300石余を一円知行し, 益田氏が隣的美濃郡に1万石余と那賀郡に2300石余合わせて1万2,500石余を知行した。
- 16) 『益田市誌』上巻, 1975, 638頁。
- 17) 前掲12), 益田家文書34ノ2, 92~93頁。
- 18) 前掲12), 益田家文書75ノ4, 131~132頁。
- 19) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事力編成の展開」『毛利氏の研究』(戦国大名論集14), 吉川弘文館, 190~219頁。
- 20) 前掲17)。この讓状によると疋見郷については「宗兼代ヨリ知行」と付記されている。これは藤兼の祖父である宗兼のとき三隅氏が美濃郡奥地は自領であると幕府に訴え出たが, 大内義興の裁断にて疋見が益田領として認められたことを指している。
- 21) 前掲12), 益田家文書34ノ4, 144~145頁。
- 22) 前掲12), 益田家文書34ノ6, 154~156頁。
- 23) 前掲13)の②, 332頁。
- 24) 前掲16), 669~674頁。
- 25) 池享「戦国大名の権力基盤」『毛利氏の研究』(戦国大名論集14), 吉川弘文館, 1984, 235頁。